

# ふじさと

№. 331

○発行日：平成 8 年 3 月 25 日 ○編集発行：藤里町企画開発課（秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 8 ☎0185(79)2111）

おめでとう



## たくさんの思い出を ありがとう

3月22日、坊中保育園で卒園式がおこなわれました。  
坊中保育園は、4月から3歳児未満の保育施設に生まれ変わり、ぞう組は坊中小学校に入学、リス組とうさぎ組は藤里幼稚園に通園することになります。

この日は、おかあさんと一緒に保育園の生活を振り返って、絵本やおもちゃに別れを告げていました。

### 今月の紙面

- 2～3面……行政改革大綱策定
- 4～5面……交通安全町民大会
- 6～7面……交通安全コンクール作品
- 8～9面……できごと・わだい
- 10面……医療費が値上げされます
- 11面……いきいき健康家族・国民年金
- 12面……お知らせ
- 13面……おめでた・おくやみ
- 14面……4月の行事予定

# 「藤里町行政改革大綱」を策定

## 町民の声を反映させ 開かれた町政の確立のために

藤里町では、組織・機構の簡素化、職員の定数管理の適正化、行政サービスの向上に努めています。藤里町をとりまく社会経済情勢の変化にともない、行政サービスも量から質へ、また、町民のニーズも生活環境整備の重視などへと変化してきています。しかし、景気の動向は依然として不透明で、財政事情も一段と厳しさを増してきています。

このような状況下で、来るべき地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、藤里町行政改革推進本部（本部長：石岡町長）や十四名の町民代表による行政改革懇談会（会長：淡路竹蔵氏）で協議、検討を重ね、次の「藤里町行政改革大綱」を策定しました。策定した大綱の趣旨、内容について、町民のみなさんに十分に理解していただきたく公表します。よろしくご協力をお願いします。

「藤里町行政改革大綱」は、今後四年間の町の行政改革についての方向づけであり、進捗状況については行政改革懇談会に定期的に報告するとともに、必要な指導、助言を受けることになっています。

### 基本方針

藤里町をとりまく行政環境は、依然として厳しい状況にあります。

昭和六十年に藤里町行政改革大綱を策定し、今日まで、それをもとに推進してきましたが、社会経済情勢の変化、高齢化社会の到来ならびに町民の多様なニーズの高まりなど、地方公共団体の果たす役割はますます大きくなっています。

このような状況を踏まえて、来るべき地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立する必要がある、藤里町総合振興計画（平成六年三月策定）の理念にもとづき、町民の声を反映させ、町の活性化、住民福祉の増進を図りながら、開かれた町政を確立するため、引き続き行政改革を推進します。

行政改革の推進にあたっては、「藤里町行政改革懇談会」の意見や提言を尊重し、議会と連携しながら、全庁一体になって取り組むとともに、広く町民や関係機関の理解と協力が得られるよう努めます。藤里町行政改革懇談会は、大綱策定後も当分存続し、改革事項の実施状況の観察および必要な助言にあたるものとしま



役場庁舎一階事務室

### 改革するべき事項

次の事項は、平成八年度から平成十一年度までの四年間に実施するものです。実施年度が確定しているものについては文末に明記します。

- 1・事務・事業の見直し  
(1) 基本的に事務の高能率化、合理化の観点で研鑽（さん）を継続  
(2) 新規事業は真に町勢進展に寄与するものであること。また、投資効果と財政の裏づけ、さらに後々の負担を検討して採択

- (3) 補助金、負担金の削減、改善。新規補助（育成・奨励）制度は、情性にないこと
  - (4) 納税貯蓄組合、国民年金保険料納入組合の奨励金の見直し（八年度）
  - (5) 使用料・手数料・貸付料は、受益者負担・実費負担の原則、独立採算経営の観点で見直し
  - (6) 藤里幼稚園の延長保育の実施（八年度）
  - (7) 三歳未満児保育施設の開設（八年度）
  - (8) 追録法令集の新規購入禁止。不用品法令集の講読中止（八、九年度）
  - (9) 在勤地内旅費の日当廃止（八年度）
  - (10) 文書形式のA4版統一。保存年限、保存文書の明確化
  - (11) 懇親会の抑制、食糧費の節減
  - (12) 高齢樹木の収入間伐の促進
  - (13) ふるさと会事業を（株）藤里町観光物産協会に委託
- 2・時代に即応した組織、機構の見直し  
(1) 事務分掌の再点検と事務事業の民間委託の可能性の見極め。現在の6課1室、3委員会、1事務局の機構は増やさない方針で、課の存続廃止を検討
  - (2) 町民の要望、苦情などを率直に受けとめ、迅速かつ的確に処理、実行するための機構改革を早急に進め
  - (3) 町有財産の土地、建物、車両を一括維持管理する係の設置
  - (4) 国土調査を専任とする係の設置
  - (5) 機構改革検討委員会の設置（八年度）
  - (6) 事務量の変動に対処する係間の応援体制の強化

- (7) 廃止、併合するべき委員会の機能的役割の調査（八年度）
  - (8) 町内の山林を健全に育成するためのシステムづくり
  - 3・定数管理および給与の適正化の推進  
(1) 基本的に現状の職員定数を維持、退職者の不補充。増員要素については、町民の理解を得て対処
  - (2) 定員モデルおよび類似団体との比較による適正な人員配置
  - (3) 職員給与については、国家公務員に準ずる
  - (4) 特殊勤務手当は業務、金額において現行維持
  - (5) 特別職の給与、報酬は郡内町村の動向で調整
  - (6) 職員給与の公表の実施
  - (7) 臨時的任用職員の有給休暇などの待遇改善（八年度）
- 4・効果的な行政運営と職員の能力開発などの推進  
(1) 行政に町民の声を反映させるため、地域座談会などの公聴活動の積極的な推進
  - (2) 職員派遣や交流の積極的な推進
  - (3) 市町村振興協会が実施する海外研修に職員を派遣
  - (4) 定期的な職員人事異動
  - (5) 新卒採用だけでなく、職務経験者も採用して職場を活性化
  - (6) 職員の町民に対する接客マナー研修の実施
  - (7) 職員の地域行事への積極的な参加。職員が福祉活動に取り組む体制づくり

- 5・行政の情報化の推進などによる行政サービスの向上  
(1) 町税と国民年金保険料の口座振替制度の実施（八年度）
  - (2) 印鑑登録証明書の自動交付機の設置（十年度）
  - (3) 戸籍簿の電算化（十一年度）
  - (4) 住民税申告支援システムの電算化（八年度）
  - (5) 情報公開条例および個人情報保護条例の制定（八年度）
- 6・会館など公共施設の設置および管理運営  
(1) 町内各施設の管理運営体制を早急に点検  
当面は――
    - ・町営スキー場
    - ・農畜産物処理加工センター
    - ・フラワーセンター
    - ・高齢者、若者等活用農園民間委託
  - (2) 保育園の統合と並行した小学校の統合の検討
  - (3) 役場窓口のカウンターを低くした対話の利便性の追求
  - 7・その他  
(1) 藤里町商工会に過疎対策あるいは地場産業振興策の寄与に関する成果を期待  
(2) イベント企画に対する女性の声の反映

この四十五項目について推進本部は懇談会に諮問し、懇談会は、次の点について意見、提言を付して答申しました。

・町単独の補助金について、七、八年度

### 編集後記

昨年の町政座談会でも、「行政改革」について各地区から質問がありました。町では、単なる国の指導にとらわれず、行政サービス向上のための新しい課の設置など、機構改革と併せてじっくり構える考えです。

藤里町総合開発ビジョンの一つに、「開かれた積極的な行政」という項目があります。その中に、事業のための行政組織の改革、民間活力の導入、財政運営の効率化などが盛り込まれていますが、策定された行政改革大綱には、このビジョンを実現するための具体的な方策が述べられています。身近な項目として、延長保育、三

・町内各施設の管理運営体制については、民間委託を進めながら、赤字経営施設については、その経営不振要因を究明すること。また、町営施設の民間委託状況が町民によく知られていないので、広報などを活用して委託業務内容を周知すること

・議員定数について、「人口の減少が進み、財政も厳しい状況にあるので、他町村と比較することなく、自発的に減少の方向で検討する」項目を加えること

推進本部では、この答申を受けて三月二十九日に、四十六項目について「藤里町行政改革大綱」を策定しました。

歳末満児保育施設の開設、機構改革、町税や国民年金保険料の口座振替、町内各施設管理運営の民間委託などがあげられると思いますが、いずれの項目も時代の流れに即応し、地域に適した内容になっています。

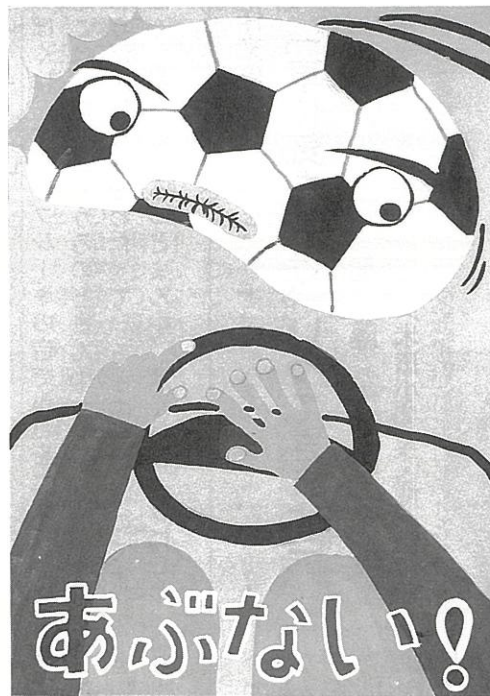
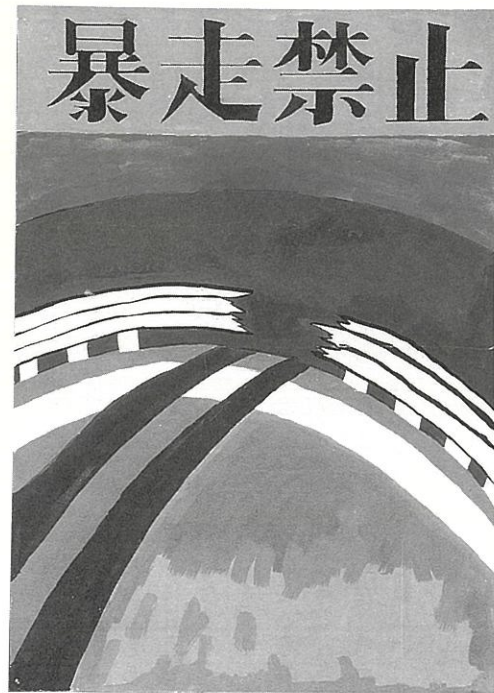
また、国土調査、町内の山林を健全に育成するためのシステムづくりも、町土の九割を山林原野が占める藤里町にとっては、重要な課題です。町財政の効率的運用、台所事情については、平成八年度当初予算と合わせて、来月号でお知らせします。



ポスター優秀賞

## 「暴走禁止」

武藤 光くん  
(藤里中3年・室岱)



ポスター最優秀賞

## 「あぶない！」

石田 千咲さん  
(坊中小6年・高石沢)



ポスター優秀賞

## 「スリップ 注意」

菊地 枝津子さん  
(藤里小6年・大町)



最優秀作文を朗読する館岡くん

- ▽浅利 佳恵 (藤里中2年)  
「心の悪魔と交通安全」  
【交通安全ポスターの部】  
△最優秀賞  
▽石田 千咲 (坊中小6年)  
「あぶない！」  
△優秀賞  
▽菊地 枝津子 (藤里小6年)  
「スリップ 注意」  
▽武藤 光 (藤里中3年)  
「暴走禁止」  
△入選  
▽佐々木 聖子 (米田小1年)  
「飛び出し きけん」  
▽佐々木 直美 (米田小2年)  
「あつ、車だ！」  
▽小山 高志 (米田小3年)  
「ルールを守って 安全に」  
▽石田 亜美 (坊中小5年)  
「前をしっかり 見て歩こう」  
▽市川 菜緒子 (藤里小6年)  
「信号無視は いけないよ」  
▽桜田 麻衣子 (藤里小6年)  
「いねむり 禁止」

## 第15回藤里町交通安全町民大会

## 町民総ぐるみの事故防止運動を

また一つ ゆずる心で 笑顔がふえる

三月一日、総合開発センターで、第十五回藤里町交通安全町民大会が開かれ、交通安全功労者や酒飲み運転防止コンクール受賞地区、交通安全作品コンクール入賞者を表彰しました。また、町民一人ひとりが交通安全に対する思想を深め、町民総ぐるみの事故防止運動をより強力に展開することなどの大会宣言を採択し、交通事故のない安全で住みよい町づくりを誓い合いました。

この町民大会は、悲惨で恐ろしい交通事故を町民総ぐるみで防ぎ、安全で住みよい町の実現をめざすとともに、町民一人ひとりの交通安全意識を高めようと、毎年開かれてきているものです。

この日の大会には、各地区の交通安全推進員をはじめ、酒飲み運転防止コンクール受賞地区や交通安全作品コンクール入賞者など約三百人が参加しました。

大会では、交通事故犠牲者に黙とうをさげたあと、町長が「交通安全思想の認識を深められ、交通安全運動を強力に展開するため、町民総ぐるみで決意を新たに立ちあがるように」とあいさつをしました。

続いておこなわれた表彰式では、交通安全功労者二名と、児童生徒の交通安全コンクール入賞者十八名に表彰状が贈られました。

最後に、大会宣言が採択され、私たちの幸せな生活をおびやか



交通安全功労者 交通指導隊員の細田さん

す交通事故の絶滅を願って、総を結集して交通安全運動を推進し、心を新たに次のことを積極的に実践していくことを誓い合っていました。

- ★歩行者および自転車利用者、特に子どもと高齢者を交通事故から守ります
- ★飲酒運転の徹底追放に努めます
- ★若年運転者による無謀運転の防止に努めます
- ★家庭、学校、職場、地域において、交通安全活動を積極的に推進します
- ★町民一人ひとりが交通安全に貢献し、交通安全功労の受賞者は、次の二名の方です。(敬称略)

## 【交通安全功労者】

▽山田 伊三郎 (下中小比内・53歳)

昭和六十年四月、藤里町交通安全協会理事に就任し、十年以上にわたって事故防止運動を積極的にすすめて、上中小比内地区を担当して交通安全運動に活躍しているとともに、現在は運動事業部員として交通安全運動啓蒙普及に尽くしています。また、自らも安全運転に努め、無事故無違反で他の模範です。

▽細田 富雄 (荒町・46歳)

昭和六十年十二月、藤里町交通安全指導員に任命されると同時に、藤里町交通安全協会理事に就任し、十年以上にわたって事故防止

- 運動を積極的にすすめて、現在は藤里町交通安全指導隊の副会長として交通指導隊や交通安全協会の要となって、交通安全運動の啓蒙普及に尽くしています。また、自らも安全運転に努め、無事故無違反で他の模範です。また、交通安全作品コンクールには、町内各小・中学校から多数の応募があり、審査の結果、次の方が入賞しました。(敬称略)
- 【交通安全作文の部】  
△最優秀賞  
▽館岡 翔吾 (藤里小1年)  
「このころの中のきいろいはた」  
△優秀賞  
▽加藤 大輔 (米田小4年)  
「車を気をつけ、いってきます」  
▽淡路 優樹 (藤里中1年)  
「ルールを守り交通安全」  
△入選  
▽明石 郁哉 (藤里小1年)  
「みんなで夕ごはんをたべたいな」  
▽田中 唯 (藤里小2年)  
「こうつうじこにはあいたくない」  
▽石田 一貴 (坊中小2年)  
「じこはぜったいいやだ」  
▽加藤 美佳 (米田小3年)  
「おじいさんの安全運転」  
▽佐藤 謙太郎 (藤里小5年)  
「ぼくの交通安全」

|               | 63年 | 元  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  |
|---------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 年             | 年   | 年  | 年  | 年  | 年  | 年  | 年  | 年  |
| 矢坂上町          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 矢坂下町          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 如来瀬           | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 薄井沢           | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 春日野団地         | ○   | ○  | ○  | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 粕毛下町          | ×   | ○  | ○  | ○  | ×  | ○  | ○  | ×  |
| 粕毛上町          | ○   | ○  | ○  | ×  | ×  | ○  | ○  | ○  |
| 真土            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 萱沢            | ○   | ○  | ×  | ×  | ×  | ○  | ○  | ×  |
| 室岱            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ×  | ○  | ○  |
| 長瀬            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ×  | ○  | ○  |
| 谷地            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 米田            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 下根城           | ○   | ×  | ×  | ×  | ○  | ×  | ○  | ×  |
| 喜右エ門          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 根城            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 熊の            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 上中畑           | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 巻端家           | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 長場内           | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 清水            | ×   | ○  | ○  | ○  | ×  | ○  | ○  | ○  |
| 幸町            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ×  | ○  |
| 嘉平            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 東坂            | ○   | ○  | ○  | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 館の下           | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 下モ            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ×  | ○  |
| 中町            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 上町第一          | ×   | ○  | ×  | ○  | ×  | ○  | ○  | ○  |
| 上町第二          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 鳥谷場           | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 川原            | ○   | ○  | ×  | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 大町            | ○   | ×  | ○  | ○  | ×  | ○  | ○  | ○  |
| 下町            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ×  | ○  |
| 荒町            | ○   | ×  | ×  | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 浅間            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ×  | ○  |
| 琴町            | ×   | ○  | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  | ×  |
| 川反            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 愛宕第一          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 愛宕第二          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 寺沢            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 院内            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 出戸小比内         | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 下中小比内         | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 上中小比内         | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 一の渡           | ×   | ○  | ×  | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 坊中            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 寺屋            | ○   | ○  | ○  | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 高石            | ○   | ×  | ×  | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 湯の            | ○   | ○  | ×  | ×  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 滝の            | ×   | ○  | ×  | ×  | ○  | ×  | ○  | ○  |
| 金沢            | ○   | ○  | ○  | ○  | ×  | ○  | ○  | ○  |
| 上茶屋           | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 真名子           | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 向真名子          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 横倉            | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 矢坂上野          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 全56地区のうち無違反地区 | 49  | 52 | 46 | 44 | 48 | 52 | 52 | 52 |

【酒飲み運転防止コンクール】

○は当該年に違反者ゼロの地区・×は当該年に違反者がいた地区

交通安全 作品コンクール入賞作品

作文優秀賞

ルールを守り交通安全

淡路優樹くん

(藤里中1年・寺沢)



僕の家では、父と母が交通事故に遭いました。その時家で待っている僕達は、ただ無事を祈るだけでした。テレビでは、よく交通事故のニュースが放送され聞きながしになっていました。が、実際に事故にあうと家族やけがをした人は、大変な状態になります。交通事故をなくすにはどうしたらよいか、僕はあらためて考えました。

運転中、ルールを守らない人がいるといひます。僕の家の事故でも、相手の車がルールを守らずぶつかって来て、父達の車が横転させられました。事故は、どちらも悪いという時もありますが、僕の家の

事故は相手が一方的に悪いという結論が出ました。いくら自分が注意していても、相手がルールの基本、左右確認、一時停止をしなかったから事故がおきるんだと、父は怒っています。ルールとは守るためにあると思うので、それを守らないと事故にあつてあたりまえだと思ひますが、それでは大変なことになるのです。

事故に遭つて大変なことは、命にかかわることや、けがなどで苦しみ、何もできなくなることです。僕の父は、打撲や指を骨折しました。今は、リハビリをしていますが、事故に遭つてから仕事が出来ません。父は、木工業で細かい仕事なので、手の骨が折れたらやりたくても、何もできません。木工をやる人にとって手は、とても大事です。母も木工などを手伝つていますが、頭やひじなどを打つて二ヶ月たつても、まだ痛がついています。やはり交通事故は、遭つても遭わなくても、とても大変なことだと思ひます。

去年、家の近くでも事故がありました。この時も横から車がつつこんできました。これも、一時停止や左右確認などの基本ができていないと思ひました。

事故は、車同士だけではありせん。子供の遊び出しなどもあります。僕が幼稚園の時、一つ歳下の人がとび出して、車にひかれて死んだのを覚えています。僕は、その時小さかったのですが、でもその子の母が、泣いているのを見て悲しくなりました。やはり交通事故は、家族を悲しみや、苦しみに落とし入れます。ちょっとした、気のゆるみが、やがて大きな事故を招くことになるります。ルールを守れば、よほどのことがないかぎり、事故はおきないと思ひます。何事も基本が大事といひますが、特に交通ルールは運転手も歩行者も、絶対守らなければならんと思ひます。

僕の父と母を助けたものは、シートベルトです。シートベルトのおかげで、強い衝撃を受けずにすみました。つけていない人は、こんなもの、と言つて思ひますが、父と母を助けたのはシートベルトです。必ずつけるようによびかけたほうがいいと思ひます。これからも、みんなで声をかけ遭ひ、事故に遭わないうように、ルールを守り、安全にすごしたいです。

交通安全 作品コンクール入賞作品

作文最優秀賞

「二つのうちのきいろいはた」

たておか しょうごくん

(藤里小1年・矢坂上野)



「ギギーッ。」

ぼくは、すごいブレーキの音でかおを上げました。そこは、なんとどうろのどまん中でした。ぼくは、おうだんどうをわたつていると中だったのです。ぼくも車もどうろのどまん中。ぼくはきゅうにこわ

くなつて、もとのぼしよにはしつてもどりました。はじめからちゃんと左右をたしかめてわたればよかった。ぼくはこころのそこからそうおもつて、むねがズキズキしました。

小がつこうのげんかんまで、先生に「あぶなかつたね。こんどは気をつけて。」と、ちゅういされました。あ、見てたんだ。ぼくは、ドキッしました。

そういえば、先生がたまのちのちの人は、いつもぼくたちを見ていてくれます。こうつうあんぜんじゅんかんとの月のはじめの日には、きいろいはたをもつておうだんどうやこうさてんに立ち、ぼくたちをじこからまもつてくれます。あさ、バスからおりてきいろいはたが見えろと、ぼくはとつてもあんしんします。

「おはようございます。」

と、おまわりさんや六ねん生のおにいさん、おねえさんたちもあいさつしてくれます。そうやってぼくたちにこうつうあんぜんの大せつさをおしえてくれたのに、ぼくはわすれてしまつたのです。

いま、きいろいはたはおやすみしているけど、ぼくのこころの中のきいろいはたはやすみません。もし、あのとき車にひかれていたら、ぼくはどうなつていただろう。大すきなスキーもできなくなつたかもしれない。そうおもつと、やっぱりぼくのこころの中のきいろいはたは、やすんじやいけないのです。「もつ、ひかれそうにならないでね。」

こういつてくれたおかあさんのためにも、ぼくは、こうつうルールをまもります。

作文優秀賞

「車に気を付け、いつてきます」

加藤大輔くん

(米田小4年・熊の岱)



「いつてきます！」

「ハンカチ、ちり紙、名札、車気を付けていげよ。」

毎朝、必ず聞こえてくるお母さんの声。心配して言つてくれるのは分かるけど、時々「分かつているのに！」

と思つてしまうこともあります。

でも、この前、お母さんの声はとても大切なことなんだと改めて思ふことがありました。

冬の帰り道のことで。

「キキッ。キキッ。」

雪道ですべつた車がぼくの方につつこんできたのです。びっくりして、逃げようと思つたけれど、足がなかなか動きません。心ぞうは破れつしうなくらいドキドキになりました。

運よく、車はぼくにぶつかりませんでした。でも、ドキドキはいつまでも止まりませんでした。ぼくもびっくりしたけれど、運転手さんもひやつとしたと思ひます。

ぼくも運転手さんもどこかで油断していたのかもしれません。

雪道はとてもきけんです。

だから、ぼくは外を歩く時、手ぶくろをはめるようにしています。

うにしています。ポケットに手を入れて歩くと急に動くことができないからです。

ほかにも、吹雪の中では車がよく見えなしいし、音もよく聞こえないので、ふざけながら歩いたりしないで、車の音に注意しながら歩くようにしています。

事故は本当にいつ起こるか分かりません。

ぼくは運よくだいじょうぶでしたが、運が悪かつたら車にはねられてしまつたかもしれせん。

これから、毎朝、ハンカチ、ちり紙、名札を付けるのと同じように、交通安全にも十分気を付けていきたいと思ひます。油断する事なく……。

お母さん、今日もハンカチ、ちり紙、名札、車に気を付けて、

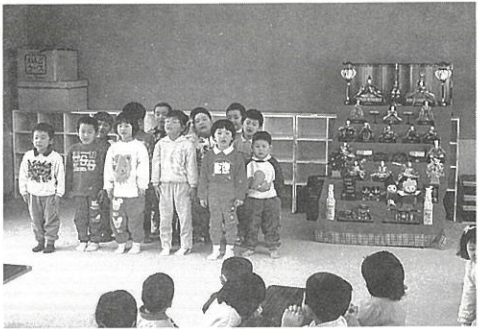
「いつてきます！」

## まちのできごと

3月3日は桃の節句

### みんなで楽しく合唱

三月三日は桃の節句。この日は、ひな人形を飾って女の子の将来と幸福を祈る祭として、全国どこでもおこなわれ、五月の「こどもの日」と同様、子どもが主役の行事で、チビッ子たちには楽しみの一つになっています。町内の幼稚園や保育園でも、三月一日、ちょっと早いひな祭がおこなわれました。



おひなさまのまえて みんなで合唱

藤里幼稚園では、ひな人形の七段飾りをバックに、みんなで元気に「うれしいひなまつり」を合唱し、各組に分かれた歌や先生の人形芝居など、ジュースやケーキ、ひなまつりには欠かせないあられを食べながら、まんべんの笑みをうかべて楽しいひとときを過ごしていました。

### 冬季町民スポーツ教室

### ジャズダンスでリフレッシュ

「冬季町民スポーツ教室」の一環として、今冬も、二月～三月の毎週金曜日（計四日）に、ジャズダンス教室が開かれました。

会場になった総合開発センター大ホールには、毎週二十人ほどが集まり、能代市にあるダンススタジオの



インストラクター新岡美穂子さん（粕毛下）を講師に迎えて、軽快な音楽に合わせてからだを動かすジャズダンスの指導を受けていました。

最初のうちは、ジャズダンス特有のからだの動かし方と専門用語に戸惑いながらも、音楽に合わせての実習は案ずるより生むが易しで、最終日（三月一日）には参加者の息もピッタリで、心地よい汗を流しながら、心もからだもリフレッシュ、なかなかのものでした。

ジャズダンス教室は、来冬も実施する予定です。もっと素敵なあなたに挑戦してみてもいい。

### 町民スキー大会

### 老いも若きも1/100を競う

三月三日、町営スキー場で町民スキー大会が開かれ、約二百人の選手が参加して、大回転と距離競技で100分の1秒を競い合いました。

この日は、朝方の雪でコースは絶好のコンディション、会場には家族の滑りをひと目見ようとたくさんの観客が詰めかけ、電気計時と速報板を注目していました。



果敢にポールに挑む選手

### 和友教室

### 作品の仕上がりに満足しましたか？

一月十六日から三月十五日まで、総合開発センター研修室を利用して、「和友教室」が開かれました。和友教室は、毎年この時期に、藤里中央公民館（成田和夫館長）が、和裁コース、編み物コースに分けて実施しているものです。今年も、成田ヨシさん（和裁浅間町）、桂田良子さん（編み物・浅間町）を講師に、十七名（和裁九名、編み物八名）が受講しました。

受講期間中は、教養講座として、生活改善祭、交通安全町民大会に参加し、趣味講座では、受講者の中で特技を持つ方が講師になって「刺し子」「パッチワーク」「人形づくり」「料理」などを楽しみました。



和気あいあいの中でも手はしっかり動いています

### 三月は卒業シーズン

### 藤里中からは五十九人が巣立ち

三月は卒業シーズン——藤里中学校では、朝方に春雪が積もった三月十二日に、体育館で卒業式が挙行され、五十九人の卒業生が通い慣れた学舎を巣立ちました。

した。

卒業式は、在校生と父母を迎えられて、担任の先生を先頭に入場、卒業生一人ひとりに卒業証書が手渡されました。卒業証書を授与された後、宮腰校長先生から「社会に有用な人間にならなさい」と激励され、石岡町長からは自分の高校時代を振り返って「自分の力を信じて、ルールを守った人生をおくってください」と、また桂田PTA会長からは「素晴らしい思い出をありがとう」の祝辞を受け、卒業生は惜別と新たな門出に緊張の面持ちでした。



歌い親しんだ校歌を斉唱

卒業生を送る集いでは、呼びかけに交えて、「君に会えて」「白神讃歌」「巣立ちの歌」「別れの歌」を合唱し、胸がいっぱいでうつつむいてしまう光景が、会場のあちこちで見受けられました。在校生や先生、父母に見送られて校舎を後にした卒業生は、校門付近で握手し合い、記念撮影をしながら別れを惜しんでいました。



校門前で先生と記念撮影

藤里町では、このほか十八日に藤里小学校で、十九日に坊中小、米田小学校で十九日に卒業式がおこなわれました。

### スポーツ文化栄誉賞

### 8個人6団体がメダルを受賞

三月二日、総合開発センターで、平成七年度スポーツ文化栄誉賞の授与式がおこなわれました。この賞は、昭和六十一年に小森直樹さん（現・粕毛上）が、全国中学スキー大会の距離競技優勝を記念してつくられたもので、毎年、スポーツや文化活動で優れた成果をあげ、町のスポーツや文化の向上と振興に功績があった個人や団体に贈られています。

スポーツ文化栄誉賞 受賞のみなさん



今年度は、教育委員会賞をスポーツ部門で四団体、文化部門で一人、奨励賞をスポーツ部門で五個人二団体、文化部門で二個人が受賞しました。これで、スポーツ部門は町長賞二名、教育委員会賞四十七名、奨励賞四十七名、功労賞一名まで、また文化部門では教育委員会賞十一名、奨励賞二十三名まで受賞したことになります。今年度のスポーツ文化栄誉賞を受賞された方は、次のとおりです。（敬称略）

#### 【教育委員会賞】

△スポーツ部門▽★野田源一（能代西高）全県高校総体：自転車イタリアンチームレース団体優勝★安部美穂・松岡早苗・石田香織（能代北高）全県高校総体：ソフトテニス団体優勝★白神藤里チームⅡ菊池洋吾・

齋藤晃・齋藤孝太・石田和也・水戸芳里・鈴木卓也・細田文介・荒川幸憲・佐々木広隆（藤里小）全県引選選手権：小学男子団体優勝★白神藤里チームⅡ菊池津子・米澤光恵・小森亜寿沙・飯坂千明・菊地安理・加茂谷智子・井ノ口真理・櫻田麻衣子・櫻田有季江（藤里小）全県引選選手権：小学女子団体優勝

#### △文化部門▽★米

澤光恵（藤里小）県の記念日：作文の部最優秀賞

#### 【奨励賞】

#### △スポーツ部門▽

★齋藤拓志（秋田経法大）東北学生フエニング：春リーグフルレ団体優勝★齋藤伸志（秋田経法大）東北学生フエニング：春・秋リーグフルレ団体優勝★桂田祝子（青森大）県体スキー：女子大回転成年一部A 3位★奈良千鶴（能代商高）県体：ソフトテニス個人3位★菊池由紀子（能代商高）県体：ソフトテニス個人3位★小山和江（能代商高）全県高校総体：ソフトテニス個人3位★山田将博・齋藤孝太・鈴木拓也・荒川幸憲・菊池洋吾・水戸芳里・市川健太（藤里小）全県選抜学童相撲：団体3位★中嶋智哉（八戸工大）東北地区大学スキー：男子大回転2位



県の記念日 作文県知事賞の米澤さん

△文化部門▽★市川菜緒子（藤里小）県愛鳥賞コンクール：ポスターの部優秀賞★佐藤愛（坊中小）県愛鳥コンクールポスターの部優秀賞

## みんなのわだい



【特別養護老人ホーム「藤里」に関する問い合わせ先】  
藤里町役場福祉保健課  
国民年金担当 ☎(79)2113

全国的に高齢化が進むにつれて、痴呆や寝たきりの割合も多くなっています。藤里町は、秋田県69市町村の中で、上小阿仁村、阿仁町、雄勝町に次いで4位（26・8％）です。

福祉保健課では、各地区を巡回して家庭看護教室を実施し、高齢者向けの食事の調理実習や栄養指導も合わせておこなっています。

特別養護老人ホーム「藤里」の指導員である夏井アヤ子さんの「これからの在宅看護について」と題した講話は、実際の施設での経験を踏まえたもので、参加者に感銘を与えてくれました。――「おじいちゃん、おばあちゃんにとって、家にいることが一番いいことだと思いますが、介護は先が見えないことが多く、介護する側の疲労が積み重なって、当事者はうろたえてしまいます。そんなとき、家族を支えてくれる施設が近くにあり、いろいろな制度もあるので、上

### 痴呆・寝たきりの予防



各地区で講話する夏井さん

手に利用してみたいかがでしようか？」――

特養ホーム「藤里」は、開設して以来、ショートステイ、デイサービスなどを実施し、在宅介護を支える大きな役割を果たしています。寝たきり介護は、当事者でなければ理解できない様々な苦勞があり、適切なケアによって、はじめて、介護する側も介護される側も快適な状態になります。

介護経験のある人の中には、福祉施設のサービス活用が、かえって、難儀している人も多いようです。施設の介護の経験を生かしたアドバイスは、きっとこれからの生活に役立つはず。【特別養護老人ホーム「藤里」に関する問い合わせ先】

厚生年金や共済組合の加入者である第2号被保険者、いわば「職場の年金」に加入している方に扶養されている配偶者を第3号被保険者といえます。この第3号被保険者は、保険料を納付する必要はありませんが、届出をして確認を受けなければ、第3号被保険者として扱われません。そうすると、将来年金が受けられなくなったり、減額されたりすることがあります。

届出をしていない方、また遅れて届け出た方に対しては、これまでにも2年間だけさかのぼり第3号被保険者の期間と認められてきましたが、それより以前の期間は、「未届出期間」となっていました。

しかし、平成6年の国民年金法の改正で期間限定の特例届出の制度が定められ、平成7年4月から平成9年3月までに特例

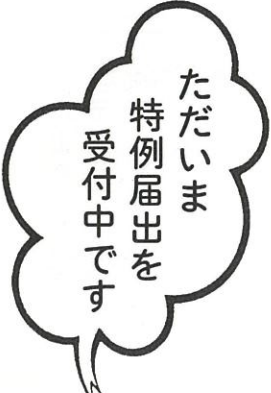


【問い合わせ先】  
藤里町役場福祉保健課  
国民年金担当 ☎(79)2113

国民年金の第3号被保険者の届出はされていますか？ まだ届出を出されていない方は確認のうえ、急いで特例届出を済ませてください。（受付期間は平成9年3月まで）

届出があったものの、昭和61年4月以降の未届出期間が第3号被保険者の期間に認められるようになったのです。

扶養している配偶者が再就職したり、自営業から会社勤めになったりして国民年金の種別に変更があった方などは要注意です。いま一度、届出が済んでいるかどうか確認のうえ、まだお済みでない方は、期間中にぜひ特例届出を出してください。種別変更届、特例届の提出、また不明な点などございましたら、国民年金担当窓口までお願いします。



# 医療費が値上げされます

四月一日から、医療費が平均3・4％（医科3・6％、歯科2・2％、調剤1・3％）値上げされることになりました。ただし、薬代が平均2・6％引き下げられるため、実質的には0・8％程度の値上げになるものとみられています。

値上げにともなう、いろいろな面から医療費の手直しがおこなわれますが、主な内容についてお知らせします。

今度の値上げにともなう医療費の手直しは、公的介護保険の導入をにらんで、医療施設の機能分担の推進（一般病院から療養型病院への転換など）を視点において進められたものと考えられます。

大病院（ベッド数200床以上）で、開業医などの紹介状を持たないで初診を受けようとする、法

令で定めた初診料以外に、その病院で定めた独自の初診料を患者が自己負担して支払わなければならない場合が生じます。ただし、独自の初診料を徴収するかどうか、またその金額をいくりにするかは、その病院で定めることになっています。緊急やむをえない事情がある場合は除かれます。

| 1. 初診料、再診料などの値上げ         |     |        |          |
|--------------------------|-----|--------|----------|
|                          |     | いままで   | 4月1日から   |
| 初診料                      | 病院  | 2,080円 | → 2,300円 |
|                          | 診療所 | 2,210円 | → 2,500円 |
| 再診料                      | 病院  | 500円   | → 590円   |
|                          | 診療所 | 610円   | → 700円   |
| ■診療報酬改定の事例               |     |        |          |
| ◎風邪で2日間診療所に通院した場合のモデルケース |     |        |          |
|                          |     | いままで   | 4月1日から   |
| 初診料                      |     | 2,210円 | → 2,500円 |
| 再診料                      |     | 610円   | → 700円   |
| 処置料                      |     | 200円   | → 240円   |
| 検査料（尿検査）                 |     | 250円   | → 280円   |
| 投薬料                      |     | 2,620円 | → 2,420円 |
| 合計                       |     | 5,890円 | → 6,140円 |

| 2. 小児の外来医療費 |        |          |
|-------------|--------|----------|
| （1日につき）     | 初診     | 再診       |
| 院外処方の場合     | 5,300円 | → 3,600円 |
| 院内処方の場合     | 6,400円 | → 4,700円 |

| 3. 在宅医療費の値上げ |        |          |
|--------------|--------|----------|
|              | いままで   | 4月1日から   |
| 往診料          | 5,700円 | → 6,500円 |
| 在宅患者訪問診療料    | 7,000円 | → 7,900円 |
| 在宅患者訪問看護・指導料 | 5,000円 | → 5,300円 |

これは、まず開業医の診療を受け、重い病気の場合は開業医の紹介で大病院へ、という望ましい医療の流れを定着させるためにとられた措置です。

3歳未満の乳幼児の外来診療の場合の医療費は、検査や注射をしたり、薬を出したりするたびに点数が増え、支払いの額が多くなる仕組みになっていますが、これからは、病院側の選択により、一日単位で包括（定額でくる）することができるようになりました。定額制になると、軽い病気でもかかった場合は患者の負担増に、重い病状になると負担が軽くなる傾向が生じるといわれています。

入院患者に対して、わかりやすく治療の計画を文書で説明したり、医薬品の名称や効能を説明することで、医療機関に新たな医療費が支払われることになりました。医療機関に支払われる金額は二千万円、これに対して患者は一部負担することになります。

わが国の医療では、患者が納得して治療を受ける「インフォームド・コンセント」（十分な説明と同意）が不足しているといわれていますが、そういう不満の解消を狙ったものです。

おとしよりの  
医療費値上げ

70歳以上（寝たきりの人は65歳以上）のおとしよりは老人保健制度により診療を受けますが、その年の医療費が四月一日から次のとおり値上げされます。

外来受診 1ヵ月1,020円  
入院 1日 710円

高額医療費の  
自己負担額引き上げ

5月1日から、いままで一人1ヵ月、一つの病院・診療所について、6万3千円だった高額療養費の自己負担限度額が、6万3千6百円に引き上げられます。限度額を超えた額は申請により、あとから払い戻されます。

## 福祉伝言板

申し込み  
受付中

- 町では、平成8年度の高齢者住宅整備資金、心身障害者居室整備資金、母子・寡婦家庭住宅整備資金の借入申込みを受け付けています。
- 【高齢者住宅整備資金】  
貸付対象者  
町内に居住し、60歳以上の高齢者同居する人で、その人の居室の整備を必要とし、自力で整備することが困難な人  
貸付限度額  
一戸あたり：  
100万円以内
- 貸付条件  
貸付利率：年3％  
返済期間：10年以内（ただし元金据置期間2年以内）  
返済方法：元利均等半年賦  
保証人：町内居住の2名が必要

- 【心身障害者居室整備資金】  
貸付対象者  
町内に居住する心身障害児、心身障害者同居する親族で、心身障害児、心身障害者向けの居室の整備を必要とし、自力で整備することが困難な人  
貸付限度額  
一戸あたり：  
150万円以内
- 貸付条件  
高齢者住宅整備資金と同じ
- 【母子・寡婦家庭住宅整備資金】  
町内に居住する母子・寡婦家庭で、住宅の整備を必要とする人で、自力で整備する人が困難な人  
貸付限度額  
一戸あたり：  
150万円以内
- 貸付条件  
高齢者住宅整備資金と同じ
- 【居室整備資金の申込期日】  
4月末日まで
- 【問い合わせ先】  
藤里町役場福祉係  
☎(79)2113



2月届出分(敬称略)

## あなたの税が ふじさとをつくります

—平成8年度町税納期一覧表—

|     | 軽自動車税 | 固定資産税 | 町・県民税 | 国民健康税 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 4月  | ●     |       |       |       |
| 5月  |       | ●     |       |       |
| 6月  |       |       | ●     |       |
| 7月  |       | ●     |       | ●     |
| 8月  |       |       |       | ●     |
| 9月  |       |       | ●     | ●     |
| 10月 |       | ●     |       | ●     |
| 11月 |       |       | ●     | ●     |
| 12月 |       | ●     |       | ●     |
| 1月  |       |       | ●     |       |

【問い合わせ先】

藤里町役場総務課税務係 ☎ (79) 2111

### 郵便による

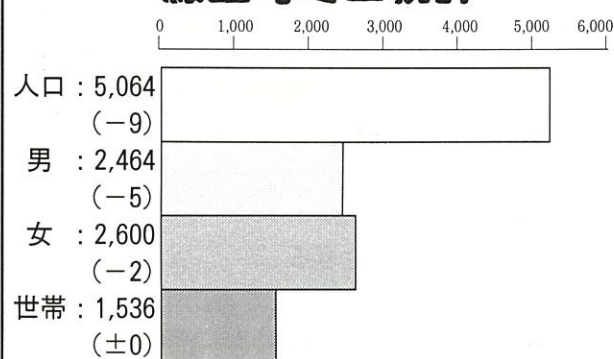
#### 住民票などの請求について

東北地方管内の郵便局の窓口  
に備えつけてある住民票の写し  
などの交付申請書、往信・返信  
用封筒を利用して、郵送により  
請求することができます。

#### 【請求できる書類】

- (1) 住民票などの写し
  - (2) 戸籍謄本・抄本
  - (3) 公的年金受給権者現況届
- 【請求の限定】
- ・ 住民票(写)、公的年金受給権者現況届は、本人または同一世帯の方の書類に限ります
  - ・ 戸籍謄(抄)本は、本人と配

## 藤里町三二統計



2月29日現在・( )内は前月比

出生 : 2人・死亡 : 3人・転入 : 5人・転出 : 13人

交通死亡事故

1,506日

無火災

294日

(平成8年3月20日現在)

### 四月一日から

#### 駐在所が二人体制

柏毛警察官駐在所は、3月をもって新しくなった「能代警察署藤里警察官駐在所」に統合され、4月1日から二人体制で業務します。

【連絡先】 ☎ (79) 1110

・ 公的年金受給権者現況届

【申請書の送付先・問い合わせ先】

☎ 018-132

秋田県山本郡藤里町

藤里町役場住民係

☎ 0185 (79) 2113

## お知らせ

### 狂犬病

#### 予防注射接種について

昨年4月の狂犬病予防法の改正により、これまで毎年おこなわれていた犬の登録が、犬の生涯に一回になりました。ただし、狂犬病予防注射は、従来どおり毎年1回受ける必要があります。なお、飼い主の方は次の点にも注意してください。

◆ 次の場合、飼い主の方は役場に届け出をしてください

- ・ 飼い犬が死亡したとき
- ・ 飼い犬の住所が変わったとき
- ・ 飼い主が変わったとき

◆ 鑑札と注射済票を、必ずつけてください

#### 【狂犬病予防関係手数料】

- ・ 登録手数料 3,000円
- ・ 狂犬病注射済票交付手数料 530円
- ・ 鑑札再交付手数料 1,600円

・ 狂犬病注射済票再交付手数料 330円

#### (2) 注射料(獣医師会)

① 登録・注射時合計

3,000 + 530 + 2,470 =

6,000円

#### ② 注射のみ合計

530 + 2,470 =

3,000円

#### 【問い合わせ先】

藤里町福祉保健課保健衛生係  
☎ (79) 2113

#### 労働保険の申告・納付は

##### 5月15日まで

労働保険と雇用保険からなる労働保険の平成7年度確定および平成8年度概算保険料の申告・納付の時期になりました。

申告・納付時期は

4月1日(月) から

5月15日(水) までに

なっています。

忘れずに秋田県雇用保険課、ハローワーク、または秋田県労働基準局、労働基準監督署へ提出してください。

#### 4月1日より

##### 農業者年金制度が

##### 改正になります

平成8年4月1日より、農業

## 高齢者バス料金無料制度

4月から、高齢者についてバス料金の無料制度が実施されます。

この制度は、高齢者居住世帯の生活の安定と福祉の向上を目的に実施されるもので、高齢者に対して無料乗車券が交付されます。

無料乗車券を希望の方は、次の要件に従って交付の手続きをしてください。

#### 【交付対象者】

・ 藤里町に居住し、満70歳以上の方に限ります

#### 【無料乗車券交付申請書】

- ・ 無料乗車券交付申請書は、役場窓口にあります
- ・ 申請書に、上半身写真(タテ 3.0・ヨコ 2.5)を添えて福祉係に申請してください

#### 【無料乗車券の有効期限】

- ・ 無料乗車券は、バスから降りるときに乗務員に提示してください
- ・ 無料乗車券の有効期限は、交付の日から毎年3月31日までです。毎年、3月31日まで更新の手続きをしてください

#### 【無料乗車券の取り扱い範囲】

- ・ 無料乗車券の取り扱い範囲は、藤里町内に限ります

#### 【無料乗車券についての問い合わせ先】

藤里町役場福祉保健課福祉係  
☎ (79) 2113 内線133

(加入期間は20年ですが、夫が被保険者である場合、カラ期間として10年を限度として算入されます)

#### 【面積の要件】

農地等の面積のうち、被保険者(夫)の名義および加入しようとする配偶者(妻)名義の農地等の面積が1ヘクタール以上であること(妻名義の農地等がなくても加入できます)

#### 【家族経営協定】

被保険者(夫)と、加入しようとする配偶者(妻)との間で、書面で「家族経営協定」を取り決めること

#### ただいま工事中

ご協力ください

▼ 三世代交流施設連絡通路新築工事

◇ 三千二百三万円

\* 中田建設 工期 4月30日

(万円未満省略・以下同じ)



# APRIL 4月の行事予定 弥生

※行事は変更になることがあります。詳しくは、関係は関係機関へ問い合わせして下さい。

|    |   |    |                                                           |    |   |    |                                                                          |
|----|---|----|-----------------------------------------------------------|----|---|----|--------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 月 | 赤口 |                                                           | 16 | 火 | 赤口 | デイサービス (湯の沢)                                                             |
| 2  | 火 | 仏滅 | 歴史民俗資料館開館(毎週月曜日休館11/30まで)<br>デイサービス (湯の沢)                 | 17 | 水 | 先勝 | デイサービス (湯の沢)                                                             |
| 3  | 水 | 大安 | デイサービス (湯の沢)                                              | 18 | 木 | 先負 | デイサービス (湯の沢)                                                             |
| 4  | 木 | 赤口 | 米田小学校入学式・藤里幼稚園入園式<br>献 血 (10:30~16:20)<br>デイサービス (湯の沢)    | 19 | 金 | 仏滅 | デイサービス (偕楽荘)                                                             |
| 5  | 金 | 先勝 | 藤里中学校入学式<br>藤里小・坊中小学校入学式<br>デイサービス (偕楽荘)                  | 20 | 土 | 大安 | 藤里幼稚園PTA総会<br>山本郡中学校春季総合体育大会<br>(21日まで バレーボール会場: 広域体育館)                  |
| 6  | 土 | 友引 | 米田保育園入園式<br>春の全国交通安全運動 (15日まで)                            | 21 | 日 | 赤口 | 「家庭の日」<br>土床体育館ゲートボール会                                                   |
| 7  | 日 | 先負 | 米田小学校PTA総会<br>春の火災予防運動 (13日まで)                            | 22 | 月 | 先勝 | 妊婦および一般健康相談 (10:00 総合開発センター)                                             |
| 8  | 月 | 仏滅 | 大沢保育園入園式                                                  | 23 | 火 | 友引 | 身体障害者協会総会<br>高校生を持つ親の会総会<br>デイサービス (湯の沢)                                 |
| 9  | 火 | 大安 | デイサービス (湯の沢)                                              | 24 | 水 | 先負 | デイサービス (湯の沢)                                                             |
| 10 | 水 | 赤口 | 米田小学校交通安全教室<br>デイサービス (湯の沢)                               | 25 | 木 | 仏滅 | 大沢保育園参観日<br>3~8ヶ月児健診(H7.8.1~H8.1.31生 総合開発センター)<br>山本家畜市場<br>デイサービス (湯の沢) |
| 11 | 木 | 先勝 | 心配ごと相談日 (9:00 偕楽荘)<br>デイサービス (湯の沢)                        | 26 | 金 | 大安 | 藤里幼稚園保育参観日<br>デイサービス (偕楽荘)                                               |
| 12 | 金 | 友引 | 藤里中学校PTA総会<br>デイサービス (偕楽荘)                                | 27 | 土 | 赤口 | 猿ヶ瀬園地オープン (11/4まで)<br>幼稚園・小・中学校休業日                                       |
| 13 | 土 | 先負 | 幼稚園・小・中学校休業日                                              | 28 | 日 | 先勝 | 土床体育館ゲートボール会                                                             |
| 14 | 日 | 仏滅 | 藤里小・坊中小学校PTA総会<br>連合婦人会総会(10:00 総合開発センター)<br>土床体育館ゲートボール会 | 29 | 月 | 友引 | 「みどりの日」                                                                  |
| 15 | 月 | 大安 |                                                           | 30 | 火 | 先負 | 軽自動車税納期限                                                                 |

— 4月は「土地月間」です—

土地が生きる 地域が生きる

大切に使って生かすみんなの土地



ぼくは藤里町のマスコットキャラクター  
ユッターです。

## 健康保養館で町内無料送迎を申込受付中 !!

- 健康保養館「ゆとりあ藤里」では、町内の無料送迎を始めました。ただし、団体(5名以上)で4時間以上のご利用の方に限らせていただきます。
- ご利用の方は、前日までに申し込みください。  
(混み合っている場合には、お断りすることがあります)

【問い合わせ・申し込み先】

健康保養館(ホテルゆとりあ藤里) ☎ (79) 1070  
FAX (79) 1750

